

川崎市バス事業経営問題検討会設置要綱

平成16年6月9日
16川交経企第34号

(目的及び設置)

第1条 公営交通の果たすべき役割を踏まえ、厳しい財政状況にある本市バス事業の経営について検討するため、川崎市バス事業経営問題検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、公営交通としての市バス事業の経営の在り方等について検討し、市長へ提言を行うものとする。

(組織)

第3条 検討会は、学識経験者、利用者の代表など10名以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から提言の日までとする。

(座長)

第5条 検討会に座長・副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出し、副座長は、座長の指名する委員とする。

3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されておらず、かつ、副座長が指名されていないときにおける検討会の会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、座長が務める。

3 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 座長は、必要に応じ、関係者または専門知識を有するものの出席を求め、意見を聴くことができる。

5 検討会は原則公開とする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、交通局企画管理部経営企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の検討会は、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の検討会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年9月7日から施行する。